

税関加工貿易新規定の解説

深圳税関 加工貿易監管理处

2015年4月



- 発表背景

- 219号令

- 218号令

- 国内販売集中通関納税
手続き

- (一) 国務院の政府機関を簡單化に、經營管理權を企業に移し、職能轉換、行政審査・許認可制度の改革に関する要求を貫徹する。
- (二) 加工貿易登録(変更)、委託加工、転廠、余剩材料繰越、クロージング、法規等六つの行政許可事項をキャンセルする。
- (三) 広東省對外經濟貿易主管部門は加工貿易業務の審査を暫定的に停止して、税関は業務を処理する時、加工貿易業務批准書と国内販売等の批准書は要らない。

政策発行の背景

中華人民共和國税関加工貿易貨物監督方法

税関は加工貿易貨物監督に関する基礎的な部門規定

何回改正を経て

113号令公布（2003年）



168号令改正（2008年）



195号令改正（2010年）



219号令改正（2014年）

- (一) 加工貿易貨物担保に関する内容を改正。
- 第十四条規定、次の各号に掲げる事由は、税関は経営企業に納税すべき金額と相当する保証金、或いは、銀行、非銀行金融機構の保証書を提出してから手帳設立手続きを行う。
 - 1、密輸容疑で、税関より立案偵察され、案件はまだ審決されていない。(もし企業は規定違反容疑があれば、担保を徴収できる)
 - 2、管理混乱で税関より改善を要求されて、まだ是正期間内である。

219号令最新改正内容

- 第十五条規定、次の各号に掲げる事由があれば、税関は経営企業に手帳開を設時する時に、税金と相当する保証金、銀行、非銀行金融機構保証書を要求することができる。
- - 1、工場、或いは設備は賃貸している。
 - 2、加工貿易業務を初めて行う場合。
 - 3、加工貿易手帳を二回以上延期す。
 - 4、違う管轄税関で加工貿易手続きを行う。
- 5、規定違反容疑があり、税関より立案調査され、案件はまだ審決が終わっていない。

219号令最新改正内容

- (二) 元109号令の廃止とH2010転廠管理システムの普及に伴って、転廠に関する内容を増加する。
- 第二十三条規定、次の各号に掲げた事由があったら、企業は転廠手続きを行ってはいけない。
 - 1、税関監督要求に合わない、税関は改善期限を要求して、まだ是正期間内である場合。
 - 2、期限を過ぎて未クロージング手帳がある。
 - 3、密輸容疑があり、税関より立案調査され、案件はまだ審決されていない。

加工貿易企業は税関規定通り納品していないと、再び転廠手続きを行ってはいけない。

219号令最新改正内容

- (三) 委託加工管理規定を調整した。
- 1、審査制度を登録制度に変更。
- 第二十四条の規定により、経営企業は委託加工業務を行う場合、委託加工の関係管理規定により3日間稼動日内に登録手続きを行わなければならないです。

219号令最新改正内容

- 詳細規定：
- 「税関総署2014年第21号〈中華人民共和國税関加工貿易貨物監督方法〉の關係問題に関する公告」（税関総署公告2014年21号）の第六条規定：
- 企業は貨物を初回に委託加工を行ってから3日間に税関に委託加工基本状況を登録しなければならないです。貨物を委託加工してから10日間内に税関に実際納品状況、同一手帳、同一受託企業の納品状況は合併して申告していいです。

219号令最新改正内容

- 2、税関の担保徴収状況の調整。
- 経営企業は全工程を委託加工する場合、登録手続きを行う同時に、税関に委託加工貨物の税金と相当する保証金、銀行保証、非銀行金融機構の担保書類を提出しなければならない。

219号令最新改正内容

- 《税関総署公告した〈税関総署は一部分規定を改正する決定〉の令》（218号令）は15部総署令を改正した。その中、加工貿易と関係するのは5部で、それぞれは下記です。
- 1、中華人民共和国税関は進料加工保稅集團に対する管理方法（41号令）
- 2、中華人民共和国税関は異地加工貿易の管理方法（74号令）
- 3、中華人民共和国税関は加工貿易切れ端、余剩材料、不良品、副産品、災害による保稅貨物の管理方法（111号令）
- 4、中華人民共和国税関は加工貿易单品使用量管理方（155号令）
- 5、中華人民共和国税関輸出入貨物集中通関申告方法（169号令）

- (一) 第五条：余剰材料繰越に対する担保金を徴収する関係条例を改正。
- 1、税関は担保を徴収する状況を調整：
 - (1) 同一経営企業は余剰材料を違う企業に繰越す場合（元111号令は規定した）
 - (2) 余剰材料の繰越金額は同加工貿易手帳の実際輸入総額の50%以上の場合（新しい規定）
 - (3) 余剰材料が所属している加工貿易手帳は二回以上延期した場合（新しい規定）

111号令主要改正内容

- 2、税関は担保金を免除する状況を調整
 - (1) A類加工貿易企業（新增）
 - (2) 台帳実転を実施している手帳。台帳金額は繰越保税原料の税金を下回っていない（元111号令は規定した）
 - (3) 元企業は移転、合併、分立、リストラ、改製、株持主変更等法律が定めた状況で、現企業は元企業の主要権利義務或いは債権債務関係を引き継ぎの場合、余剰材料の繰越は同一経営企業、同一加工企業、同一貿易方式に制限されない、〔元税関総署は加工貿易企業移転業務の関係問題についての通知〕（署加発〔2009〕5号規定）

111号令主要改正内容

- 3、担保徴収の対象を明確にした。
- 余剰材料の繰越は違う税関と関わる場合、両方の税関で手続きを行い、余剰材料を受け取る方の税関でリスク保証金を徴収する。

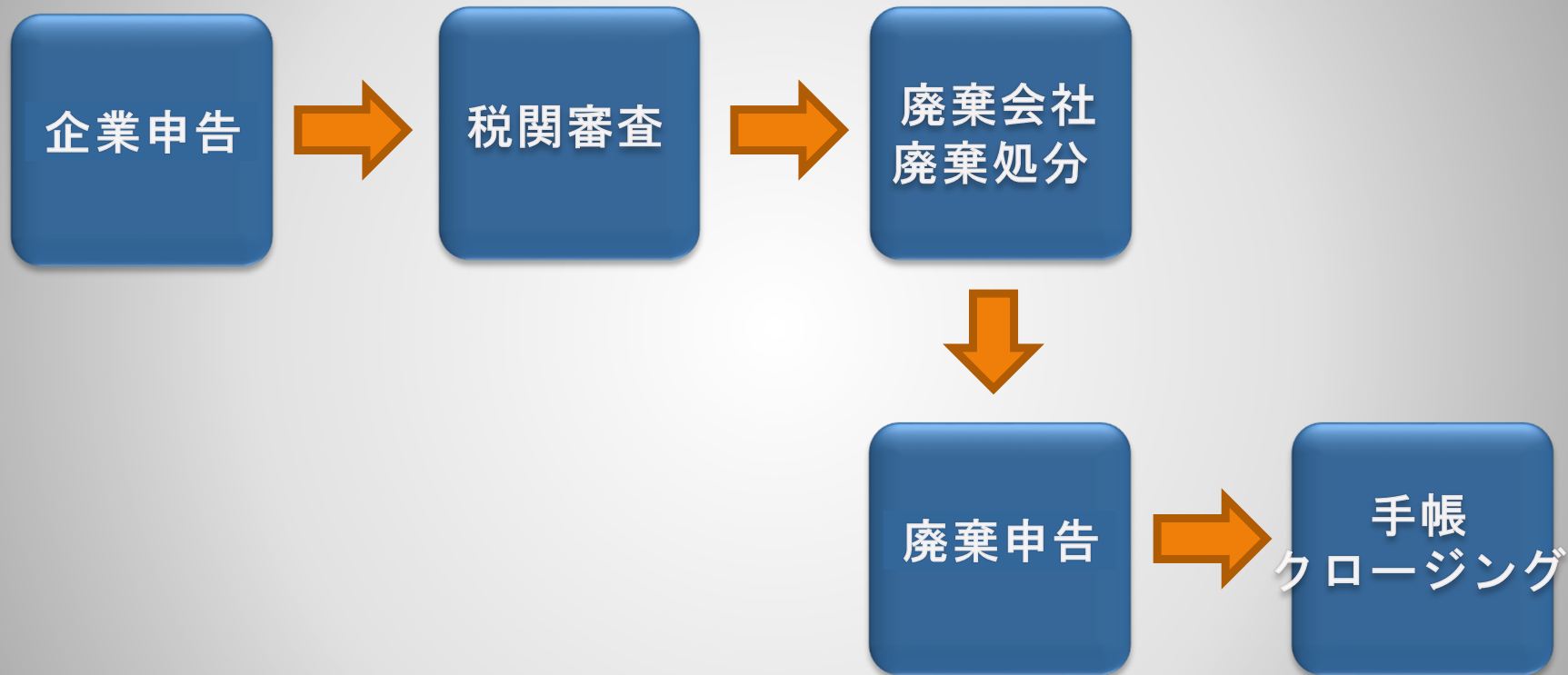
111号令主要改正内容

- (二) 加工貿易貨物の放棄を廃棄処分と調整
- 第十一条規定、加工貿易企業は理由があつて、切れ端、余剰材料、不良品、副産品、或いは災害に
よる保税貨物を国内販売、海外返還できない場合、
加工貿易企業から法定資格を保持している会社に破棄
処分をしてもらう。税関は関係証明資料に基づきク
ロージング手続きを行う。
- 税関は立会つて処分することができる。加工貿易
と関係会社は協力しなければならない。加工貿易
企業は処分による収入は、税関に事実通り申告しな
ければならない。税関は切れ端国内販売納税管理規
定に基づき納税する。

111号令主要改正内容

- 廃棄処分に関する詳細規定：
 - 1、税関総署は加工貿易貨物廃棄処分に関する問題の公告（税関総署公告〔2014〕33号）
 - 2、税関総署は一部分監督方式とコード名称及びその適用範囲を調整に関する公告（税関総署公告〔2014〕31号）

111号令主要改正内容

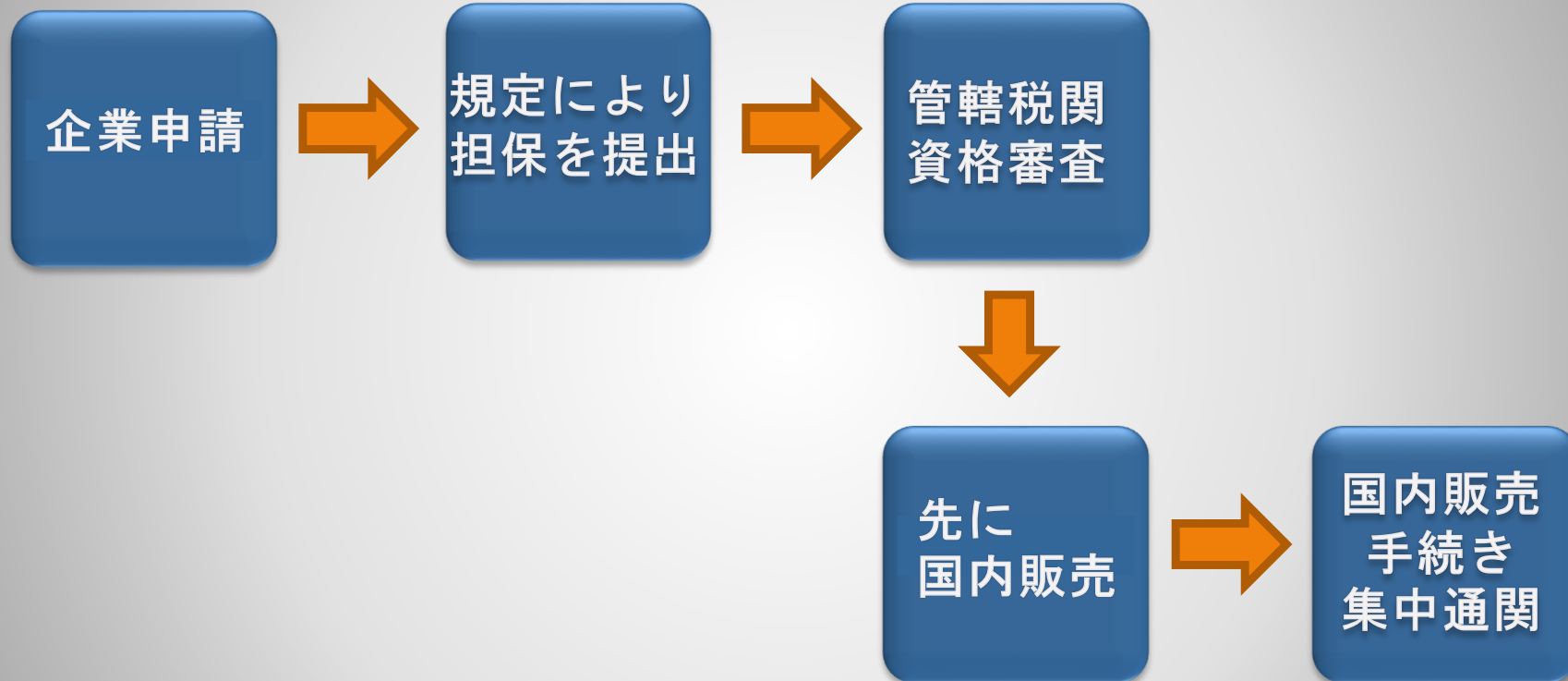


廃棄処分業務の流れ

- (一) ネット連結管理企業：
- 根拠：《中華人民共和國税関加工貿易貨物ネット連結管理方法》（150号令）
- 具体規定：管轄税関の批准により、加工貿易ネット連結企業は先に加工貿易貨物を国内販売でき、当月に納税手続きの集中通関を行う。

- (二) 非ネット連結企業：

- 根拠：税関総署は加工貿易国内販売手続きの集中通関に関する公告（税関総署公告2013年70号）



業務フロー



範囲

税関特殊監督区域以外のB類企業以上の
加工貿易企業

加工貿易保税貨物は
原料、製品、切れ端、副産品等を
含めている



業務

適用範囲

密輸容疑、規定違反

期限切れ
未クロージング手帳ある

是正期間内

資格
申請
できない

国内販売集中通関適用しない状況

分類管理

```
graph TD; A([分類管理]) --> B[AA、A類  
免除]; A --> C[B類企業  
計画国内販売  
金額税金の  
50%];
```

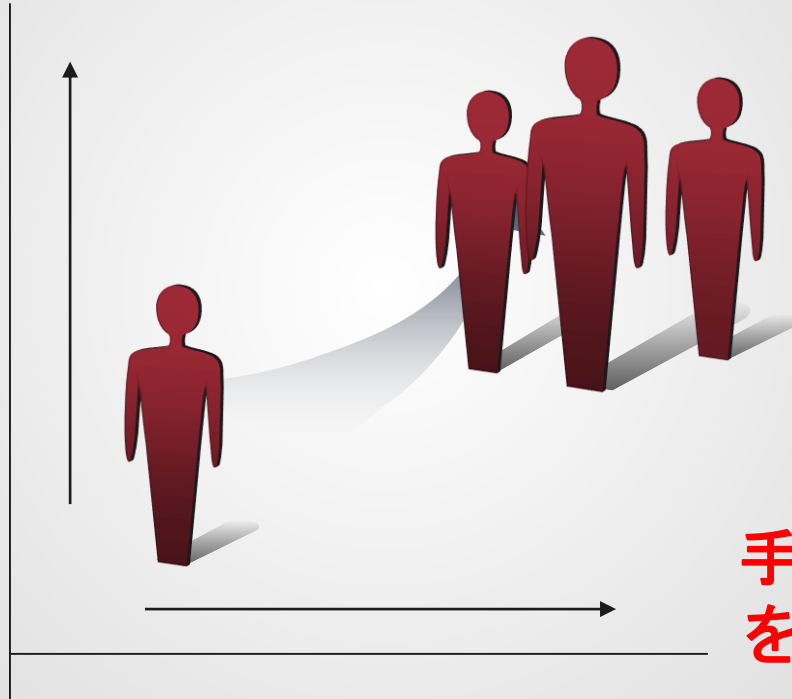
AA、A類
免除

B類企業

計画国内販売
金額税金の
50%

担保要求

当月月末迄



手帳有効期限
を超えてはい
けない

国内販売集中通関期限

密輸容疑、規定違反

規定時間内申告していない

時間通りクローリング
していない

C、D類に降下した

資格
終止

計画数量を二回オーバー

ライセンスを
提供できない

管理混乱、是正を要求

企業は終止を申請

資格終止規定

- **税関ホットライン : 12360**
- **加工貿易監督処問合電話 : 84398407**

- 紹介完了
- ありがとうございます！